つき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期の指定をし、その時期が到来したとき又は検察官から法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期を指定した旨の通知があり、その時期が到来したときを除く。）であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定める措置をとるものとする。

一　次号に掲げるとき以外のとき　勾引状の公訴事実の要旨又は勾留状の公訴事実の要旨若しくは被疑事実の要旨中に記載され、又は記録された個人特定事項（法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。）に限る。）を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

［二　略］

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定めるものを提供するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による措置がとられたとき　次のイ及びロに掲げるもの

イ　当該勾留状に代わるものが書面である場合にあつては当該勾留状に代わるものの謄本、当該勾留状に代わるものが電磁的記録である場合にあつては当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

ロ　法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合において、それが書面であるときにあつては当該勾留状に代わるものの謄本、当該勾留状に代わるものが電磁的記録であるときにあつては当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

二　法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による措置がとられた場合であつて、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの提供があつたとき　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

項につき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期の指定をし、その時期が到来したとき又は検察官から法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期を指定した旨の通知があり、その時期が到来したときを除く。）であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定める措置をとるものとする。

一　次号に掲げるとき以外のとき　勾引状の公訴事実の要旨又は勾留状の公訴事実の要旨若しくは被疑事実の要旨中に記載され、又は記録された個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）に限る。）を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

［二　同上］

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき　当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

［新設］

二　法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合であつて、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

［新設］